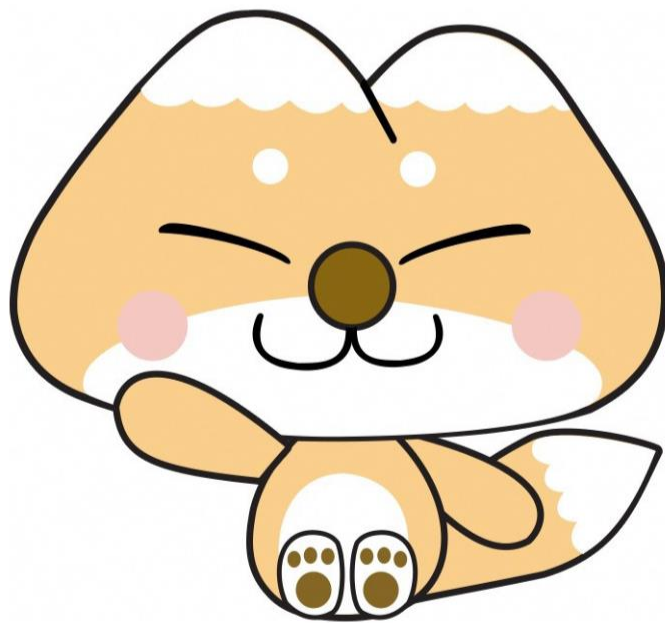


2026年4月
更新版

天栄村
子育て応援
ガイドブック



天栄村マスコットキャラクター
ふたまたぎつね

もくじ

こども家庭センターご案内… 2

子育てカレンダー…………… 3~4

01 赤ちゃんが生まれるまで

- | | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|---|
| 1.母子健康手帳の交付…………… | 5 | 7.子育て応援パスポート(ファミたんカード)… | 5 |
| 2.母子手帳アプリ「てんえいママサポアプリ」… | 5 | 8.予防接種費用助成…………… | 6 |
| 3.妊婦健診の助成について…………… | 5 | 9.不育症治療助成…………… | 6 |
| 4.妊婦のための支援給付(妊娠届出後)…… | 5 | 10.遠方出産支援事業…………… | 6 |
| 5.妊婦歯科健診について…………… | 5 | 11.生殖補助医療交通費支援事業…………… | 6 |
| 6.妊婦訪問事業…………… | 5 | | |

02 赤ちゃんが生まれてから

- | | | | |
|------------------------|---|----------------------------|-------|
| 1.出生届…………… | 7 | 11.村独自の助成事業(チャイルドシート購入補助金・ | |
| 2.出産育児一時金…………… | 7 | すくすく家庭保育応援金・子宝祝金…………… | 9 |
| 3.妊婦のための支援給付(赤ちゃん訪問後)… | 7 | 12.産後ケア事業…………… | 10 |
| 4.児童手当…………… | 7 | 13.産前産後ヘルパー派遣事業…………… | 11 |
| 5.こども医療費助成…………… | 8 | 14.村の遊び場・育児くらぶ…………… | 11 |
| 6.各健診の助成について(産婦健診等)…… | 8 | 15.フッ素によるむし歯予防事業…………… | 12 |
| 7.乳幼児健康診査…………… | 8 | 16.予防接種…………… | 13~14 |
| 8.赤ちゃん訪問…………… | 8 | 17.食事のポイント…………… | 15~16 |
| 9.ブックスタート事業…………… | 8 | 18.県の事業…………… | 17~18 |
| 10.国民年金保険料の産前産後期間の免除… | 8 | | |

03 お子さんを預かってほしいとき

- | | | | |
|--------------|----|-------------------|----|
| 1.一時預かり…………… | 19 | 3.こども誰でも通園制度…………… | 20 |
| 2.病児保育…………… | 19 | | |

04 保育所・幼稚園の利用について

- | | | | |
|------------|----|------------|----|
| 1.保育所…………… | 21 | 2.幼稚園…………… | 22 |
|------------|----|------------|----|

05 義務教育その他就学(修学)時の援助

- | | | | |
|--------------|-------|-------------|-------|
| 1.小・中学校…………… | 23~24 | 2.助成関係…………… | 24~25 |
|--------------|-------|-------------|-------|

06 ひとり親家庭などのために

- | | | | |
|--------------------|----|-----------------------|----|
| 1.児童扶養手当…………… | 26 | 3.母子・父子・寡婦福祉資金貸付…………… | 27 |
| 2.ひとり親家庭医療費助成…………… | 26 | 4.ひとり親家庭自立支援事業…………… | 27 |

07 障がいのあるお子さんのために

- | | | | |
|---------------------|----|---------------------|----|
| 1.各種手帳の交付…………… | 28 | 5.地域生活支援事業について…………… | 30 |
| 2.各種手当…………… | 28 | 6.その他のサービス…………… | 30 |
| 3.自立支援医療(育成医療)…………… | 29 | 7.特別支援教育…………… | 31 |
| 4.福祉サービスについて…………… | 29 | | |

08 各種相談

- | | | | |
|------------------------|----|----------------|-------|
| 1.夜間・休日に具合が悪くなったら…………… | 32 | こども救急電話相談…………… | 33~34 |
| 2.虐待/DVの相談…………… | 32 | | |

こども家庭センター ご案内

すべての妊産婦さん、お子さんとその保護者を対象とした
ワンストップの総合相談窓口です



18歳

妊娠・出産



♡体重が順調に増えて
いるか心配
♡離乳食をちゃんと
食べてくれない

♡妊娠してからなんだか涙が出る
♡お金がなくて子育てが不安

1歳



♡ことばがなかなか
出てこなくて心配

☆進学させたいけど、
お金がなくて塾にも
通わせられない

♡ 妊娠出産・育児等に関する 相談窓口

- ・妊娠の届出、母子健康手帳の交付
- ・妊産婦や保護者の心身に関する相談
- ・乳幼児健康診査、予防接種、育児くらぶ等の実施
- ・離乳食や歯に関する相談
- ・発育・発達・育児に関する相談 など

3歳

♡落ち着きがなくて
集団生活になじめない

☆ひとり親で進学か、
就職かで迷っている

12歳

★ 児童等に関する相談窓口

- ・児童手当、児童扶養手当の手続き
- ・こども医療費助成などの相談
- ・ひとり親支援に関する制度・相談 など



♡こどもと遊べる場所は？

♡なかなか学校に
行きたがらない



♡自分のこと、
家族のことで
悩みを聞いてほしい

♡こどもにイライラして
怒鳴ってしまう



6歳

お問い合わせ先

天栄村こども家庭センター(健康保健センター内)

♡ 妊娠・出産・育児等に関する相談 ★ 児童等に関する相談窓口

☎ 0248-94-8730

☎ 0248-82-2115

「どうすればいいの？」と悩んだら
まず、窓口へご相談を！





6か月～1歳

1～3歳

3～6歳

6歳～

P9 子宝祝金

P8 赤ちゃん健診①

P8 赤ちゃん健診②

P8 1歳6か月児健診

P8 3歳児健診

就学時健康診断

P11 なかよしクラブ

P8 ブックスタート

P21 保育所

P22 幼稚園

P23 小学校

P19 病児保育

P20 誰でも通園制度

P23 放課後児童クラブ・
放課後こども教室



01 赤ちゃんが生まれるまで

1. 母子健康手帳の交付

問 こども家庭センター ☎94-8730

妊娠が分かったら、医師に出産予定日を確認のうえ、
早め(なるべく11週以内)に妊娠届を提出しましょう。
「母子健康手帳」「妊産婦一般健康診査受診票」等が交付
され、使い方についても説明します。
併せて「妊婦のための支援給付」の手続きを行います。

交付場所

健康保健センター(へるすぴあ)

申請に必要なもの

- 個人番号(マイナンバー)確認書類
- 印鑑
- 通帳またはキャッシュカード(妊婦名義)



2. 母子手帳アプリ「てんえいママサポアプリ」

問 こども家庭センター ☎94-8730

妊娠中・子育て中のママ&パパがスマートフォンを使って
妊娠中の記録やお子さんの成長記録、予防接種のスケ
ジュール管理、子育て情報の入手などが行えます。
母子(父子)健康手帳とあわせてご利用ください。

主な機能

- ・妊娠中の体重グラフ ・地域の子育て情報
- ・予防接種管理 ・できたよ記念日 等

ダウンロードはこちら →



3. 妊産婦健診の助成について

問 こども家庭センター ☎94-8730

母子健康手帳交付時に「妊産婦一般健康診査受診票」を
交付しています。
妊婦健診15回分、産後健診2回分の助成をします。

里帰り出産等で県外の医療機関等を受診予定の方

県外の医療機関等では受診票が使用できません。
償還払いによる助成(上限額あり)となりますので、
こども家庭センターまでお問い合わせください。

4. 妊婦のための支援給付①

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

安心して出産ができるように給付金の支給を行います。

対象者

妊娠届出、妊婦給付認定を申請をし、保健師との面談を
受けた妊婦の方

支給内容

現金5万円

5. 妊婦歯科健診について

問 こども家庭センター ☎94-8730

村では、妊婦の方が無料で歯科健診を受けられる機会を
準備しておりますので、ぜひご活用ください。

実施場所

健康保健センター(へるすぴあ)

受診時に必要なもの

- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健康診査票

時期

概ね妊娠5~8か月頃

※日にちは母子健康手帳交付の際に案内します。

6. 妊婦訪問事業

問 こども家庭センター ☎94-8730

安心して出産・子育てができるように、妊娠8~9か月の
全妊婦に対して保健師による訪問・面談を実施し、継続的
に支援するとともに、プレゼントを贈呈します。

7. 子育て応援パスポート(ファミたんカード)

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

全国の協賛店・協賛企業でファミたん
カードを提示すると、割引やプレゼント
などのサービスが受けられます。詳しく
は、福島県子育て応援ポータルサイト
「すくすくひろば」をご覧ください。



「すくすくひろば」はこちら →



8. 予防接種費用助成

問 健康保健センター ☎82-3800

ワクチンの種類	対象年齢等	回数	費用
成人用風しん (先天性風しん症候群予防対策事業)	①妊娠を予定している女性 ②妊娠を予定している女性のパートナー(※1条件あり) ③妊婦のパートナー及び同居家族(※2条件あり)	年度内 1回	無料 (抗体価が不明の場合、予防接種に 先行して抗体検査も無料で実施)
RSウイルス	妊娠28週から36週6日までの方	1回	無料

※1)①の対象者に抗体がない(HI法32倍未満、EIA法8未満)と確認され、かつやむを得ない事情により①の対象者が予防接種を受けることができない場合
※2)妊婦に抗体がない場合

9. 不育症治療助成

問 こども家庭センター ☎94-8730

不育症治療に要した費用の額から、福島県不育症治療費助成制度による給付額を控除した額を助成対象費用として、1回の妊娠期間の治療につき10万円を限度に助成します。

対象者

次の要件をいずれも満たす方

- ①法律上の夫婦で、夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が天栄村内に住所を有している方
- ②医師により不育症治療が必要であると診断を受けた方
- ③福島県不育症治療費助成事業の助成の決定を受けた方
- ④現在、夫婦又は夫婦のいずれか一方が他の市町村において不育症治療費の助成を受けていない方
- ⑤夫婦いずれも村税等の滞納がない方



10. 遠方出産支援事業

問 こども家庭センター ☎94-8730

遠方の医療機関等で妊婦健診や分娩を行う方を対象に、交通費や宿泊費用の助成を行います。

対象者

天栄村内に住所を有し、次のどちらかに該当する妊婦の方

- ①自宅または里帰り先から最も近い産科医療機関・分娩施設まで、おおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
- ②医学的な理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健診や分娩をする必要があり、自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センターまで、おおむね60分以上の移動時間を要する妊婦



11. 生殖補助医療交通費支援事業

問 こども家庭センター ☎94-8730

遠方の医療機関で生殖補助医療を受ける方を対象に、最大8回まで交通費の助成を行います。

対象者

天栄村に住所を有し、①②のいずれにも該当する方

- ①生殖補助医療(体外受精、顕微授精及び男性不妊治療)を受けている方
- ②住所地から医療機関までおおむね60分以上の移動時間を要する方

助成内容

医療機関の所在地により助成額が異なります



02 赤ちゃんが生まれてから

1. 出生届

問 住民課住民生活係 ☎82-2114

必要なもの

- 出生証明書
(お子さんの生まれた医療機関等から渡されます)
- 母子健康手帳

届出をする期間

生まれた日から
14日以内

注意事項

赤ちゃんの名前は人名用漢字・常用漢字・ひらがな・カタカナの範囲に限られています。届出人は、原則「父」または「母」となります。

「新生児出生連絡票」
(母と子の健康のしおり
最後のページ)も
一緒に提出して
ください



2. 出産育児一時金

問 住民課住民生活係 ☎82-2119

出生児1人に対し、出産した母が加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険から出産育児一時金として支給されます。

産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき 50万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合	1児につき 48.8万円
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で出産した場合	

対象となる出産

妊娠12週(85日)以上であれば、死産、流産でも支給されます。(出産した本人が働いていた場合、退職後6か月以内に出産すると以前の医療保険から支給されることがあります。このようなときは、出産時に加入している医療保険からは支給されません。



ご不明点がある場合、加入している健康保険へお問い合わせください。
(国民健康保険に加入されている方は上記お問い合わせ先へ)

3. 妊婦のための支援給付②

問 健康福祉課 ☎82-2115

妊娠届出後に支給した給付金に連動して、安心して出産・子育てができるように給付金の支給を行います。

対象者

出産し、こんにちは赤ちゃん訪問を受け、胎児の数の届出をした産婦の方
※流産・死産等の場合でも、妊婦支援給付金の対象になります。

支給内容

こどもの人数×現金5万円

4. 児童手当

問 健康福祉課 ☎82-2115

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上高校修了前	10,000円
第3子以降一律	30,000円

支給月

4月、6月、8月、10月、12月、2月(各月10日)
※10日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日が振り込み日となります。

申請に必要なもの

- 請求者(保護者)名義の健康保険の資格確認書等の写し
 - 請求者(保護者)名義の普通預金通帳の写し
 - 請求者(保護者)および配偶者の個人番号(マイナンバー)確認書類
- その他に必要な書類
- 児童が村外に住んでいる場合は、児童のいる世帯全員の住民票
- ※請求者の状況により、その他に必要な書類があります。

5. こども医療費助成

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

18歳に達する年度の3月末日までの保険診療分の医療費について助成します。

必要なもの

- お子さんの健康保険の資格確認書等の写し
- 保護者の通帳の写し
- ※医療費を自己負担した場合は、領収書を持参の上、ご相談ください。

6. 産婦健診・新生児聴覚検査・1か月児健診

問 こども家庭センター ☎94-8730

お母さんやお子さんの健康保持のため、下記の健診等について、費用を全額または一部助成します。
里帰り出産等で**県外**の医療機関で産婦健診等をお受けになる方は、公費負担制度がありますので、こども家庭センターまでお問い合わせください。

対象者	助成内容
産婦	産後2週間健診（全額）
	産後1か月児健診（全額）
新生児	新生児聴覚検査（全額）
生後1か月児	1か月児健診（一部）

7. 乳幼児健康診査

問 こども家庭センター ☎94-8730

お子さんの発育状況を確認したり、育児相談や育児に関する情報提供を行っています。費用は**無料**です。

健診名 (対象者)	問診票	場所
3～4か月児健診	赤ちゃん訪問時にお渡し	公立岩瀬病院
赤ちゃん健診① (概ね6～7か月児)		
赤ちゃん健診② (概ね9～10か月児)		
1歳6か月児健診 (1歳6か月児～1歳8か月児)	郵送	健康保健センター (へるすぴあ)
3歳児健診 (3歳2か月児～3歳6か月児)		

※日程については別途お知らせします

8. こんにちは赤ちゃん訪問事業

問 こども家庭センター ☎94-8730

お母さんとお子さんの健康状態の確認と育児相談や乳幼児健診、予防接種などのお知らせ等を行うために、概ね生後2か月頃までに保健師が訪問します。



9. フックスタート事業

問 社会福祉協議会 ☎82-2826

赤ちゃん健診②(概ね9～10か月児)の際に2冊保護者へ1冊、1歳6か月児健診・3歳児健診の際にそれぞれ1冊ずつ絵本をプレゼントします。
ボランティア(てんとう虫の会)による絵本の読み聞かせも実施します♪



※わんぱく広場(へるすぴあ内)で絵本の貸出も行っておりますので、ぜひご利用ください。

10. 国民年金保険料の産前産後期間の免除

問 住民課住民生活係 ☎82-2119

国民年金第1号被保険者(自営業者やその配偶者等)の出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方(死産等を含む)

免除となる期間

出産日が属する月の前月から4か月間
(出産日が10月の場合、9～12月)

※多胎出産(双子以上)の場合は、出産日が属する月の3か月前から6か月間(出産日が10月の場合、7～12月)

手続き

住民課へ申請してください。

必要なもの

- 出産日が確認できる書類(母子健康手帳など)
- マイナンバーカード等の本人確認書類

11. 村独自の助成事業

チャイルドシート購入補助金

問 総務課総務係 ☎82-2111

村では、チャイルドシートの着用を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ることを目的に助成します。

該当となる方

本村に住所を有し、扶養する子(6歳未満)が使用するチャイルドシート(中古品を除く)を、商店等から購入した保護者

補助金額

チャイルドシート購入額の2分の1の額(100円未満切捨) 限度額:10,000円

申請に必要なもの

- 印鑑(シャチハタ以外)
- 領収書(購入品目の名称が明記されているもの)
- 製造メーカー保証書の写し(型番、製造番号、保証期間並びに申請者の氏名及び住所が明記されており、購入先のわかるもの)
- 世帯の住民票
- チャイルドシートの車載状況写真
- チャイルドシート販売証明書(購入先の販売店に記入してもらう)

すくすく家庭保育応援金

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

お子さんを保育所等に預けず、ご家庭で保育されている保護者の方を対象に、「すくすく家庭保育応援金」を支給します。

支給対象者

- ・本村に住所があり、対象のお子さん※1と生計を同一にする保護者
- ・満3歳までの児童を保育所等に預けずに家庭で子育てしている保護者

※1)対象のお子さん

- ・本村に住所がある3歳に到達する誕生日までの児童 かつ 保育所等を利用していない児童

支給金額

年齢	支給金額	支給月
出生～1歳の誕生日まで	月額 30,000円/人	年2回(9月、3月)
1歳～3歳の誕生日まで	月額 15,000円/人	



申請に必要なもの

- すくすく家庭保育応援金支給申請書
- 応援金申請者の通帳の写し(児童手当の口座と同様の場合には不要)

子宝祝金

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

村の人口増加と活性化を図るとともに、出生児を祝福し、健全ですこやかな成長を期待し、祝金を贈呈します。

該当となる方

本村に住所を有し、かつ居住している出生児の父母等で、出生児が誕生後引き続き1年以上本村に住所を有している場合

支給額

第1子 10万円 第2子 20万円 第3子 30万円 第4子 40万円 第5子以降 50万円

贈呈式

子宝祝金は贈呈式にてお渡しします。該当となる方には健康福祉課から贈呈式の開催通知(9月・3月頃)を送付します。

天栄村

産後ケア事業のご案内

利用できる方

- 天栄村に住民票のある産後12か月未満のお母さんとお子さん(施設により月齢の定めあり)
- お母さん・お子さんともに感染症状や医療行為の必要のない方

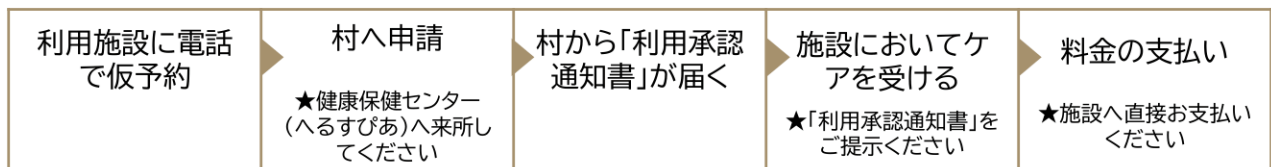
産後ケアの内容と利用可能日数

産後ケアの内容	からだ・こころのケア	お母さんの体調回復・休息・乳房のケアなど
	育児サポート	授乳や発育・育児方法の相談など
利用可能日数	宿泊(ショートステイ)	7日まで(1泊2日は「2日」と数えます)
	日帰り(デイケア)	7日まで
	訪問	7日まで

料金 ※別途食事代、交通費等がかかります

		医療機関		助産師会
		らくらく医院		
宿泊(1泊2日)		3,000円 1泊追加ごと3,000円 多胎加算1,000円/人日		4,000円 1泊追加ごと4,000円 多胎加算1,000円/人日
日帰り	1日	1,500円 多胎加算500円/人		2,000円 多胎加算1,000円/人
	2時間程度		1,000円 多胎加算なし	1,000円 多胎加算1,000円/人
訪問		500円 多胎加算250円/人	500円 多胎加算なし	500円 多胎加算250円/人

利用の流れ



施設一覧や事業の詳細については、
村ホームページをご確認ください！



天栄村マスコットキャラクターふたまたぎつね



村ホームページはこちら

《お問合せ先》天栄村子ども家庭センター(健康保健センターへるすぴあ内)
☎0248-94-8730

13.産前産後ヘルパー派遣事業

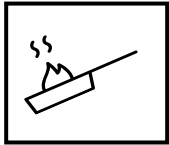
問 こども家庭センター ☎94-8730

対象者

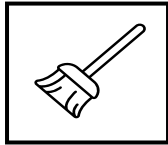
天栄村に住所がある妊婦または産後1年未満の産婦で、自分以外に家事・育児をしてくれる人がいない方

サービス内容

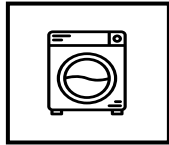
※育児支援は介助(一緒に行く)が主な役割です。



料理



掃除



洗濯



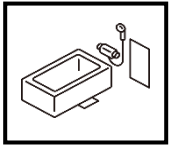
買い物



おむつ交換



授乳介助



沐浴介助

利用日・時間・回数

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時まで

1回 1時間、1日 2回まで

※1回の出産につき15回まで利用できます

料金

1回 500円



利用の流れ



申請に必要なもの

- 天栄村産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書 ※窓口でお渡します
- 母子健康手帳
- 印鑑

14.村の遊び場・育児くらぶ

問 こども家庭センター ☎94-8730

わんぱく広場

赤ちゃんから就学前のお子さんまで、みんなが楽しく遊べる広場です。

滑り台や積木、ミニカーのほかにも、紙ねんどや塗り絵、折り紙など楽しい遊具がそろっています。

保育士が常駐しているので、子育ての相談も気軽にできます♪

対象者……未就学児及びその保護者

開催日……毎週 月・火・水・金曜日

9:00～11:30 / 13:00～15:00

※毎週木曜日、くらぶ開催日、祝日等はお休みです



村外の方も広場・くらぶ
利用可能!



ぴよぴよくらぶ

季節に合わせたイベントやベビーマッサージ教室、茶話会などを行います♪

対象者……0歳児～1歳5か月児とその保護者

開催日……おおむね隔月1回(水曜日)

10:00～11:00

なかよしくらぶ

季節に合わせたイベントや運動遊び、茶話会などを行います♪

対象者……1歳6か月児～幼稚園就園前の児とその保護者

開催日……毎月1回(水曜日) 10:00～11:30

ぴよぴよくらぶ・なかよしくらぶへ参加を希望される方は、こども家庭センターへご連絡ください!

フッ化物洗口(集団)

フッ化物洗口は、週に1~2回、比較的低濃度のフッ化物水溶液でぶくぶくうがいをするむし歯予防法です。歯の生え変わりの時期や永久歯への効果が特に高いと言われています。フッ化物洗口は歯の質自体を強くするので、大人になってもむし歯予防効果が持続し、むし歯になりにくいことが報告されております。下記の施設にて、希望者を対象に実施しています。

実施施設 天栄幼稚園、湯本幼稚園(幼稚園生は年中児さんから)
 広戸小学校、牧本小学校、大里小学校、湯本小学校
 天栄中学校

実施回数 幼稚園…週2回
 小・中学校…週1回



フッ化物歯面塗布

高濃度のフッ素を歯の表面に塗り、歯質の強化を図ります。定期的に継続して実施した場合、むし歯をほぼ半分に減少させる効果があります。歯が生えてから2~3年の間が一番むし歯になりやすい時期です。ぜひフッ化物歯面塗布を受けて健康な歯を作りましょう！効果を継続させるために、概ね3~6か月間隔での塗布がおすすめです。

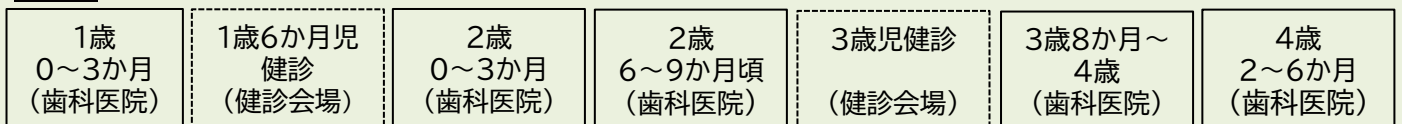
対象 満1歳~5歳未満のお子さん

料金 500円

場所 天栄村、須賀川市、鏡石町の指定歯科医院

持ち物 歯科健康診査票、母子健康手帳、村民であることが証明できるもの

受け方



※受け方はあくまでも目安です。健診を受ける時期により異なります。



フッ素は安全？



私たちが日常的に接種している飲食物にも、フッ化物は含まれています。体の中にも存在し、歯や骨を作るために大切な役割をしています。長年の研究により、「適量のフッ素により歯の質が強化され、むし歯を予防する」ことが分かっています。世界保健機関(WHO)や厚生労働省、日本歯科医師会などが一致して安全性や効果を認め、フッ化物を用いたむし歯予防を推奨しています。

フッ素のはたらき



16. 予防接種

問 健康保健センター ☎82-3800

お子さんの感染症を予防するために、接種対象年齢内のでできるだけ早い時期での接種をおすすめします。


接種必要なもの

- 予防接種予診票
(赤ちゃん訪問時に冊子で配付し、小学生以上で接種するものについては郵送)
- 母子健康手帳

接種スケジュール

…接種できる期間 …望ましい接種期間(標準的な接種期間)

予防接種名	対象年齢	乳児期											幼児期								
		6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	15か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
ロタウイルス	1価		①	②																	
	5価		①	②	③																
B型肝炎	1歳未満		①	②				③													
小児用肺炎球菌	2か月～5歳未満		①	②	③								④								
五種混合	2か月～7歳6か月未満		①	②	③								④								
BCG	1歳未満						①														
麻しん・風しん	1回目:1歳～2歳未満 2回目:小学校就学前1年間												①							②	
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満												①	②							
日本脳炎	1期:6か月～7歳6か月 2期:9歳～13歳未満																①	②	③		
二種混合	11歳～13歳未満																				
子宮頸がん予防(HPV)	小学6年生～高校1年生相当の女子																				
任意	おたふくかぜ												①							②	
	インフルエンザ	1歳～																			

 次の場合、事前に申請が必要です。

注意 定期接種 ……県外で受ける場合

任意接種 ……指定医療機関(須賀川市・鏡石町・天栄村の医療機関)以外で受ける場合(インフルエンザを除く)



予防接種指定医療機関一覧はこちら▶



接種料金

定期接種 ……無料

任意接種 ……自己負担（村の助成あり）

任意予防接種の助成

ワクチン名	対象年齢等	回数	助成額
おたふくかぜ	満1歳～就学前の方	2回	1回あたり上限7,000円
インフルエンザ (接種期間:10/1~12/30)	満1歳～12歳	2回	1回あたり1,000円
	13歳～18歳(高校3年生相当)	1回	1,000円
	妊婦	1回	3,000円

学童期											接種間隔	備考
7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳			
											27日以上	1回目は14週6日までに受ける
											27日以上あけて2回、 3回目は1回目から139日以上後	
											27日以上あけて3回、4回目は 1歳を迎え3回目から60日以上経過後	
											20～56日の間隔をあけて3回、 4回目は1回目から6か月以上後	
											2回目は1回目から6～12か月後	
		④									6～28日の間隔をあけて2回、 3回目は2回目から6か月～1年後	
				①								
						①	②	③			2か月以上あけて2回、3回目は 1回目から6か月以上後	※15歳未満で接種開始した場合は 6か月以上あけて2回



予診票を紛失した方・転入する方

○母子手帳を持参のうえこども家庭センター(健康保健センターへるすぴあ内)へお越しください。その場で交付手続きを行います。



村外へ転出する方

○転出後は天栄村の予診票は使用できません。転出先で新たに予診票の発行手続きをしてください。



離乳食の開始は生後5～6か月頃

離乳食開始のサイン

- 首のすわりがしっかりしている。寝返りができる。
- 支えてあげると座れる。
- スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる。
- 食べ物に興味を示す。
- など

離乳食の進め方

離乳開始と完了期の目安		離乳の開始 → 離乳の完了				
		生後5～6か月頃	7～8か月頃	9～11か月頃	12～18か月頃	
食べ方の目安		・子どもの様子を見ながら、1日1回1さじずつ始める ・母乳やミルクは飲みたいだけ与える	・1日2回食で食事のリズムをつけていく ・いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく	・食事のリズムを大切に、1日3回食にすすめていく ・家族一緒に楽しい食卓体験を	・1日3回の食事リズムを大切に、生活リズムを整える ・自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める	
食事の目安		なめらかにすりつぶした状態	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきで噛める固さ	
1回あたりの目安量	I 穀類(g)	つぶしがゆから始める。すりつぶした野菜なども試してみる。慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚などを試してみる。	全がゆ50～80	全がゆ90～軟飯80	軟飯90～ご飯80	
	II 野菜・果実(g)		20～30	30～40	40～50	
	III		魚(g)	10～15	15	15～20
			または肉(g)	10～15	15	15～20
			または豆腐(g)	30～40	45	50～55
			または卵(g)	卵黄1～全卵1/3	全卵1/2	全卵1/2～2/3
	または乳製品(g)		50～70	80	100	

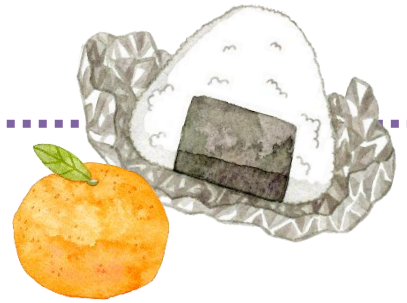
離乳食を進めるポイント

- はじめての食品は1日1種類、1さじから、便の様子に注意しながら進めます。慣れてきたら食欲に合わせて量を増やしていきましょう。
- 離乳食は授乳の前に与え、食べ終わったら母乳や育児用ミルクを与えます。
- 赤ちゃんは細菌への抵抗力が弱いので、衛生面(食材・道具等)に気を付け、離乳食は十分に火を通したものを与えましょう。
- 乳児ボツリヌス症予防のため、1歳未満の乳児には、はちみつやはちみつ入りの食品や飲料は与えてはいけません。

発育・発達には個人差も大きいので、焦らず進めることが大切です！



健康保健センターでは、栄養相談を受け付けております。お気軽にご連絡ください。



望ましい摂食リズム

1～2歳児: 3食+間食(1～2回)
3～5歳児: 3食+間食(1回)

間食(おやつ)の役割

不足するエネルギーや栄養素、水分補給とともに食べる楽しさなど精神的満足も促します。また、食べることへの興味をもつきっかけとなるようにします。

おやつを与えるポイント

- (1) 時間を決めましょう。
- (2) 量を決めましょう。
* 1歳半～2歳児は1日2回(合わせて100～150kcal)
* 3歳～5歳児は1日1回(150～200kcal)
- (3) 食事で不足しがちな牛乳・乳製品、野菜、海藻、小魚、いも類、豆類、果物などを中心に、手軽に短時間で用意できる食品を上手に利用しましょう。
- (4) 市販のお菓子は甘すぎるものや塩分の多いもの、油を多く使ったものはなるべく控えましょう。

年齢ごとに獲得する食技能

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
食技能	手づかみ食べ コップ・スプーン をさせる	スプーン・ フォークをさせる	箸をさせる	ほぼ自力で食事	箸を使い、食事 マナーを習得

幼児期の課題

好き嫌い・偏食

神経質になりすぎず、誰でも多少の好き嫌いがあると、おおらかに考えましょう。

対応

同じ栄養素を含む食品にする
好物料理に細かく刻んで加える

小食・食欲不振

食欲は体調や気分でも波があります。時間をかけても食べることができれば大丈夫です。

対応

食べられる量を与えて、完食をほめて自信を持たせる
元気に遊ばせ空腹を感じさせる

食バムラ・遊び食べ

子どもは遊び食べが大好き。でも30分を目安に食べないようなら片づけましょう。

対応

食前に飲食させない
食事に集中させるため、テレビなどは消す

！ 幼児肥満

食生活やライフスタイルの変化により子どもの肥満が増えています。子どもの肥満のほとんどは単純性肥満(原発性肥満)といって摂取エネルギーが消費エネルギーを上回っているために生ずるものです。つまり食事・おやつ・ジュースなどの過剰摂取、食事内容のバランスの悪さ、さらに運動不足などによって起こるものがほとんどです。

肥満は生活習慣病と呼ばれる2型糖尿病、脂質異常症、高血圧などの原因となり、これらは動脈硬化を促進し将来的に心筋梗塞や脳卒中を起こすリスクを高めます。そしてこれら生活習慣病は成人のみならず子どもにおいても見られ、子どもの頃から動脈硬化は進行します。子どもの肥満は大人の肥満のもとです。特に年長児の肥満ほど大人の肥満に移行しやすいことがわかっています。

食生活の見直しを図るとともに、運動や遊びの機会を増やし、身体活動量を高めましょう。

福島県助産師会による

妊産婦等支援業務のご案内

2025年度



福島県委託事業

現在妊娠中の皆さん、出産された皆さん、
 小さなお子さんを育てていらっしゃる保護者の皆さん、
 こんにちは！福島県助産師会です。

私たちは福島県からの委託により、県内で子どもを産み、
 育てていく皆さんの健康と育児に関する様々な不安や
 悩みを解消するための支援を行っています。

こころや身体に不安がある時、
 子育てや母乳育児で悩んだ時 etc…

どうぞお気軽にご相談ください。

お一人お一人の声に耳を傾けた、

きめ細かな支援を行います。



1

ふくしまの赤ちゃん電話健康相談

内容

妊娠中や小さなお子さんの健康、母乳育児や子育てに関する不安など、さまざまな悩みに助産師がお応えします。

対象者

- 妊娠中の方、乳幼児を持つ保護者やそのご家族
- 県外に避難されている方、里帰り分娩のため福島県に一時滞在している方など

時間

月～金(祝祭日除く) AM9:30～PM4:30

費用

相談は無料で受けられます。通話料はご負担ください。

相談方法

電話相談

フリーダイヤル **0120-80-2051** 080-8741-8353

オンライン相談

LINE・ZOOMによるオンライン相談も行っています。LINEはホームページから又は右のQRコードで友だち申請をしてから、呼び出してください。



メール相談

ホームページの『メール相談』よりご相談ください。



県内各地域の助産師相談窓口

協力助産師・助産院一覧はこちらからご確認ください。

※各地域の相談窓口をクリックしてください。



2 子育てサロン

内容

ベビーマッサージやママのリフレッシュ体操、乳児期の食育体験教室、妊娠期のサロン、保護者同士の交流、子育てに関する情報交換などを行います。
*オンラインでの子育てサロンも開催しています。福島県助産師会HPでご確認ください。

対象者

- 妊娠中の方とそのご家族、乳児とその保護者
- 里帰り分娩のため福島県に一時滞在している母子も利用できます。

開催地

福島市・郡山市・須賀川市・いわき市・会津若松市・
県南地区・相双地区

日程及び参加方法

福島県助産師会ホームページをご参照ください。

費用

無料



3 産前・産後の家庭訪問

内容

助産師がご家庭に伺い、体重測定、乳房の手入れや育児・授乳相談を行います。

対象者

- 福島県内に住民票上の住所がある妊産婦さん
- 福島県内に里帰り分娩のために、福島県内に一時滞在している人

回数

3回程度

費用

1回500円 *沐浴を希望する場合は別料金となります。
*駐車スペース確保にご協力願います。



4 助産院での母乳育児支援（来所ケア）

内容

助産院にて体重測定、乳房の手入れや育児・授乳相談を行います。

対象者

- 福島県内に住民票上の住所がある授乳中の母子
- 福島県内に里帰り分娩のために、福島県内に一時滞在している人

回数

3回程度

費用

1回500円



*③・④のお申し込み方法…表面のフリーダイヤル又は県内各地域の助産師相談窓口へ



一般社団法人 福島県助産師会

〒960-8141 福島市渡利字岩崎町 19-2

TEL・FAX 024-573-0211

E-mail fukushima-midwife@friend.ocn.ne.jp

HP(ホームページ) <https://fukushima-midwife.org>

ご不明な点がございましたら、
お気軽にご相談ください。



2025.6.23000

03 お子さんを預かってほしいとき

1 一時預かり事業

問 こども家庭センター ☎94-8730

ご家庭で保育されているお子さんを対象に、保護者の病気や出産・冠婚葬祭等やむを得ない事情により家庭での保育が困難な時に、一時預かり事業を実施します。

また、用事を済ませたい、心と体を休めてリフレッシュしたい時、私的な理由でもお預かりすることが可能です。

対象年齢	生後5か月～就学前の児(保育所、幼稚園等に在籍している児、住所地が村外の児は除く)
実施場所	わんぱく広場(健康保健センターへるすびあ内)
利用時間	平日 8:30～16:00 のうち 6時間以内
利用可能日数	ひと月あたり8日以内
利用不可日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・健康保健センターで行事のある日
保育料	無料(ただし、スポーツ安全加入保険料が800円/年かかります)



利用の流れ

①利用登録 ▶ 登録申請書の記入・保険料の支払い

申請に必要なもの

- 母子健康手帳
- お子さんが加入している健康保険が分かる者
- スポーツ安全加入保険料(800円/人)
- 印鑑



利用登録から利用開始まで**2週間**かかります！
(保険適応に2週間かかるので、その間は利用ができません)
利用する可能性がある場合、なるべく早めにご相談ください！

②利用申請 ▶ 利用希望日の**5日前**までに申請書を提出

2 病児保育

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

村では、郡山市と協定し、「病児保育の広域利用」を実施しています。

病気の治療中または病気の回復期にあるが集団保育が困難な児童で、保護者が勤務等の都合により家庭での保育ができない場合に、専用施設において保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的にお子さんをお預かりします。

(感染症の種類によってはお断りせざるを得ない場合がございます)

対象年齢	生後6か月から小学校6年生まで(住民票が天栄村にある児童に限る)
実施場所	菊池医院「らびっと」(☎024-932-0154) 住所 〒963-8871 郡山市本町一丁目13-17
利用時間	8時30分～17時30分(平日) / 8時30分～15時00分(土曜)
利用不可日	日曜・祝日・年末年始・お盆期間等 (詳細は施設に確認してください)
保育料	1回 2,000円 ※生活保護世帯、村県民税非課税世帯の方は免除されます。



(村ホームページ)



(菊池医院ホームページ)

利用の流れ

実施施設へWEBまたは電話による予約をしたのち、実施施設にある利用申込書に記入し提出。

3 こども誰でも通園制度

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

保育所等に通っていないお子さんを、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労条件を問わず、保育所や認定こども園等に通わせることができる制度です。

対象児童

以下の条件に全て該当する方が対象です。

- ①0歳6か月～満3歳未満のお子さん(3歳の誕生日の前々日までの利用が可能)
- ②未就園児(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所または企業主導型保育施設に通っていないお子さん)

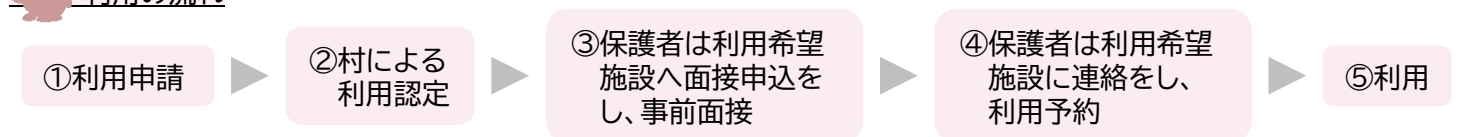
利用時間

1人1か月あたり10時間まで

利用料金

無料

利用の流れ



※利用申請・利用認定は住民票のある自治体で行います。

こども誰でも通園制度のメリット

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源(子育て支援等)につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

一時預かりとの違いとは？

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。



04 保育所・幼稚園の利用について

1. 保育所

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

児童の保護者が仕事や病気などで保育することができない場合に、保護者に代わり日中保育をるところです。

対象年齢

生後6か月～就学前(天栄保育所は2歳児まで)

入所条件

保育所への入所は、児童の保護者が下記の保育できない(保育の必要性がある)事由に該当し、「天栄村教育・保育支給認定」をうけた「2号または3号支給認定児童」である場合に限ります。

【保育の必要性】

□家庭外労働 □家庭内労働 □母親の出産等 □病人の看護等 □家屋の災害 □求職活動 □就学 □その他

【支給認定区分】

対象	認定区分	利用可能な施設(村内)	利用可能な施設(村外)
満3歳児以上 教育のみ	教育標準時間認定(1号)	天栄幼稚園、湯本幼稚園	幼稚園、認定こども園
満3歳以上 保育が必要	保育認定(2号):標準時間	なし	保育所(園)、認定こども園
	保育認定(2号):短時間		
満3歳未満	保育認定(3号):標準時間	天栄保育所	保育所(園)、認定こども園、 地域型保育事業(小規模保育事業等)
	保育認定(3号):短時間		

※保育者の労働時間により、1日あたりの保育を利用できる時間が以下のとおり区分されます。

対象	保育利用可能時間	保護者の労働時間
保育標準時間	11時間	月120時間以上
保育短時間	8時間	月48時間以上120時間未満

入所手続き

申込時期	提出書類
4月入所…前年10月 途中入所…希望入所月の2か月前	<input type="checkbox"/> 天栄村教育・保育給付支給認定申請書 <input type="checkbox"/> 保育所入所申込書 <input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類 (就労証明書、自営業申立書等) <input type="checkbox"/> 入所児童の病院の診断書(病院の任意の様式)

◆ご提出いただいた書類の審査を行い、保育所入所の承諾(または、不承諾)を行います。

保育料(利用者負担額)

無料



2.幼稚園

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

幼稚園は、学校教育法の規定に基づき義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、適当な環境を与えて心身の発達を助長することを目的として設置されています。

対象年齢

3歳児～5歳児

保育時間

天栄幼稚園:(登園)午前8時30分から午前9時 ～ (降園)午後1時30分

湯本幼稚園:(登園)午前8時10分 ～ (降園)午後1時



預かり保育

働くお父さん・お母さんのための地域における子育て支援体制により、天栄村では「預かり保育」を実施しています。

土曜日・長期休業日も預かります。

種類	利用可能時間
早朝保育	午前7時30分から午前8時30分
午後の保育	(天栄幼稚園) 午後1時30分から午後6時30分 (湯本幼稚園) 午後1時から午後4時30分
土曜日や長期休業日	(天栄幼稚園のみ) 午前7時30分から午後6時30分

休日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

入園手続き

幼稚園への入園を希望される場合は、次の書類を揃えて教育課で入園の申込み手続きをしてください。(申込期間:随時)なお、教育課へ連絡のうえ、天栄幼稚園・湯本幼稚園から直接園活動や準備品等の説明を聞くこともできます。ご不明な点は教育課または各幼稚園にお問い合わせください。

提出書類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 天栄村教育・保育給付支給認定兼
施設等利用給付認定申請書 | (預かり保育を希望される場合) |
| <input type="checkbox"/> 入園申込書 | <input type="checkbox"/> 預かり保育申込書 |
| | <input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類(就労証明書、自営業申立書等) |

就園通知

新入園児(4月2日から翌年4月1日までに生まれた3歳になるお子さん)を対象に、毎年1月ごろ、入園する村立幼稚園を指定した「入園通知書」を郵送します。

保育料(利用者負担額)

無料

▼天栄幼稚園



〒962-0511
福島県岩瀬郡天栄村大字白子字小金檀14
電話 0248-83-2725 FAX 0248-83-2725



▼湯本幼稚園(湯本小学校に併設)



〒962-0622
福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字野仲36
電話 0248-84-2474 FAX 0248-84-2474

05 義務教育その他就学(修学)時の援助

1 小・中学校について

村立小中学校一覧

	校名	所在地	電話番号
小学校	広戸小学校	飯豊字新山28	83-2020
	大里小学校	大里字畑田25	82-2135
	牧本小学校	牧之内字文舎35	82-3125
	湯本小学校	田良尾字野仲36	84-2403
中学校	天栄中学校	白子字西原5	83-2222

入学通知

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

小学校

新入学児(4月2日から翌年4月1日までに生まれた6歳になるお子さん)を対象に、毎年1月ごろ、入学する村立小学校を指定した「入学通知書」を郵送します。なお、10月ごろには就学時健康診断を実施しています。

中学校

新入学児(4月2日から翌年4月1日までに生まれた12歳になるお子さん)を対象に、毎年1月ごろ、天栄中学校への「入学通知書」を郵送します。

児童クラブ・放課後こども教室【小学生】

小学校の空き教室で放課後を過ごします。

事業名	対象	時間	問い合わせ先
広戸小放課後児童クラブ	広戸小児童 ※両親共働き等 該当要件あり	平日：授業終了後～午後7時 土曜日・長期休業中・振替休日：午前7時30分～午後7時	健康福祉課福祉係 TEL 82-2115
放課後こども教室	牧本小児童 大里小児童	平日：授業終了後～午後6時 長期休業等(春・夏・冬休み)：午前7時30分～午後6時	生涯学習課生涯学習係 TEL 82-2504

利用料：無料 (※ただし、保険料が800円/年かかります)

塾講師による夏季・冬季講習会【中学生】

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

天栄中学校では、夏休みと冬休みに学習における不安解消と学力向上を図るため、民間塾講師による学習支援を中学2・3年生を対象に実施しています。

村の学校教育の特色

学校給食

村立小・中学校では、米飯給食を主体としたバランスのとれた美味しい給食を提供し、バイキング給食や、地産地消を活かした「ふるさと給食」を取り入れ食育に力を入れています。また、村立小中学校では、令和6年度より近隣市町村に先駆けて給食を無料で提供しており、食を通じた教育に力を入れています。

英語教育～英語の村てんえい～

村立小学校では、英語教育の推進を図るため、生涯学習センターを会場に、英語検定、英語検定Jrを無料で受験することができます。(年1回)

天栄中学校では、英語教育の推進を図るため、年間3回実施する英語検定を無料で受験することができます。

また、異国の文化や英語に親しみを持ち、心豊かな国際的視野をもった児童を育成するため、村内教育施設(ブリティッシュヒルズ)において幼稚園(年長児)、小・中学生を対象に異文化体験授業を実施しています。

学校連携

村立小学校では、つなぐ教育の推進を図るため、小学校合同で温水プール施設を利用しプール授業を行っているほか、小学6年生を対象に中学校へのスムーズな進学を応援するため中学校で模擬授業や、先輩中学生と触れ合うステップアップスクールを行っています。

適応指導教室「ほっとルーム」【小・中学生】

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

村立小・中学校在籍の、心理的な要因で学校へ登校しにくい状態にある学生を対象に、スクールソーシャルワーカーや指導員等が本人の状況に即した学習や教育相談等を行うことにより、情緒的な安定を図り、ゆるやかな学校復帰を支援しています。

場所

天栄村役場内(下松本字原畑78)

開催日時

祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後3時(保護者による送迎)



2. 助成関係



バス定期券【小・中学生】

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

村立小・中学校では、子どもたちが安全に登校できるように、遠距離から通学する児童に対して、民間バスを利用する際の定期券を無償貸与しています。

条件

小学校：最寄りのバス停留所から学校まで片道1km以上で利用する児童。

中学校：最寄りのバス停留所から学校まで片道3km以上で利用する生徒。

就学援助制度【小中学生】

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

経済的な理由によって就学の困難な小・中学生児童及び生徒の保護者に対して、義務教育を受けるために必要な経費の援助を行います。

対象者

村内に住所を有し、村内の小中学校に在学する児童・生徒の保護者、または村内に住所を有しないで村内の小中学校に児童・生徒を区域外就学させている保護者で、生活保護法の規定による要保護者。若しくはそれに準ずる程度に困窮していると認められる保護者

援助の対象となる経費

学用品費(定額)、通学用品費(定額)、校外活動費(定額)、新入学児童生徒学用品等(定額)、修学旅行費(限度額あり)、医療費(定額)、PTA会費(定額)、学校給食費(定額)

てんえいジュニア応援金【中学生】

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2118

中学校卒業時に高校入学の準備金として5万円支給します。

対象者:ひとり親世帯、保護者の双方が村民税非課税等

天栄中学校制服リユース【中学生】

問 天栄村社会福祉協議会 ☎82-2826

中学校入学を迎える子育て家庭の経済的負担の軽減と資源の有効活用を目的に、制服のリユースを行います。卒業などの理由により着なくなった制服を寄付していただいた後、必要としている家庭へお渡しします。

受付期間: 通年 平日:午前8時30分～午後5時15分

ひとり暮らし高校生活支援金【高校生】

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

天栄中学校を卒業後、高校進学の際にひとり暮らしをする学生の保護者の方へ、家賃等に対して支援を行います。

支援条件

- ・天栄中学校を卒業している
- ・村税等を滞納していない
- ・ひとり暮らしをするアパートに兄弟以外で同居していないこと

奨学資金給与制度【大学生等】

問 教育課教育総務係 ☎82-2118

天栄村では、学業や文芸・スポーツに秀でているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生に奨学資金を支給しています。

支援条件

- ・大学、大学院または短期大学に在学している。
 - ・本人または保護者が天栄村に在住している。
 - ・経済的な理由で修学が困難となっている。
- (申請いただいた方は村の奨学生選考委員会により合否を決定いたします。)



06 ひとり親家庭などのために

1. 児童扶養手当

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

両親の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安全と自立の促進を目的として支給する手当です。

対象者

下記の(1)～(9)のいずれかに該当する児童を養育する父または母に代わって養育している方、または、父または母に重度の障害がある場合

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が一定の障がいの状態にある児童
- (4) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (5) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6) 父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- (7) 父または母の生死が明らかでない児童
- (8) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 孤児などで、父母がいるのか否か不明の児童※婚姻は、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。



支給額 ※所得制限あり

適用期間	令和7年4月現在 ※額の見直しあり			
人数	児童1人のとき		児童2人目以降の加算額(1人につき)	
区分	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
手当額	46,690円	11,010～46,680円	11,030円	5,520～11,020円

2. ひとり親家庭医療費助成

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

ひとり親家庭、父母のいない児童にかかる医療費の一部を助成します。(ただし、所得制限があります。)

申請方法

申請者の状況により必要書類は異なりますので、事前に健康福祉課までお問い合わせください。
審査により、受給資格要件を満たしている場合は、「ひとり親家庭医療費受給資格者証」が交付されます。

助成の範囲

病院・歯科医院・薬局の保険診療の一部負担金、入院時食事療養費の標準負担額(入院時の食事代)
※健康保険適用外のものは、対象になりません。(健康診断、予防接種、選定療養、薬の容器代、入院時の差額ベッド代、文書料など。)

助成を受けるには

医療機関等に証明を受けた「ひとり親家庭医療費助成申請書」を、受診のあった月の翌月以降に健康福祉課、又は湯本支所へ提出してください。

1ヶ月毎に1つの世帯の医療費自己負担額を合算して1,000円を控除した額を助成します。

ただし、附加給付がある場合はその額を控除して助成します。

助成金は、助成申請書の提出があった月の翌月末に指定口座へ振り込みます。



3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問 福島県県中保健福祉事務所・児童家庭支援チーム ☎75-7809

母子家庭等の経済的自立や児童の福祉増進を図るため、各種資金を無利子または低金利で貸し付けます。

対象者

20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の児童、寡婦等

種類

就学資金・就学支度資金・修業資金・住宅資金・生活資金等



(県ホームページ)

4 ひとり親家庭自立支援事業

問 福島県児童家庭課 ☎024-521-7176

母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための就学や講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して費用を助成します。

▶ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定した資格取得のために養成訓練などを受けた場合(通信制も含む)に、入学金の負担や修業中の生活の負担を軽減するために支給します。
※養成機関等に修業する前にご相談ください。



▶ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親または児童に、対象講座の受講費用の一部を支給します。



▶ 自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育給付指定の講座を受講するひとり親家庭の母または父に費用の一部を支給します。



07 障がいのあるお子さんのために

1 各種手帳の交付

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障がいのある方に交付されます。

公共交通機関の割引や、施設通所などの福祉サービスを受けることができます。

対象となる障がい

目、耳、言語、肢体、脳原性運動機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓などに永続する障がいがあると診断された場合

申請に必要なもの

- 診断書
- 写真(たて4cm、よこ3cm)
- マイナンバーがわかるもの

(2) 療育手帳

知的障がいのある方が、医療の給付や施設入所などの援助サービスを受けるために必要な手帳です。

申請に必要なもの

- 診断書の写し(特別児童扶養手当、障害児福祉手当等)
- 写真(たて4cm、よこ3cm)
- マイナンバーがわかるもの

<注意事項>

診断書の取得が困難な場合は、相談判定会への出席が必要となります。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、制度上の各種サービスを受けるときに必要な手帳です。

必要な手もの

- 診断書または障害年金等の証書等の写し
- 写真(たて4cm、よこ3cm)
- マイナンバーがわかるもの

<注意事項>

2年ごとに更新が必要となります。写真がなくても申請いただけます。

2 各種手当

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

(1) 障がい児福祉手当

対象者

20歳未満の在宅の方で、精神または身体の障がいにより日常生活に著しい制限を受ける状態にあり、常時介護を必要とする方

<注意事項>

- ・手当には所得制限があります。
- ・児童が施設に入所している場合は対象外です。

支給額

対象児童1人につき 月額16,100円

支給月

2月、5月、8月、11月

(2) 特別児童扶養手当

対象者

精神や身体に重度(1級)、中度(2級)に該当する程度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または父母にかわって児童を養育している養育者

<注意事項>

- ・手当には所得制限があります。

支給額 ※令和7年4月現在

(1級)56,800円

(2級)37,830円

支給月

4月、8月、11月

(3) 心身障害児福祉年金

対象者 ※以下の要件にすべて該当する方

- ①義務教育の児童及び生徒であること(小学1年生～中学3年生まで)
- ②身体障がい者手帳3級以上または、重度の精神遅滞があり、常時看護が必要な児童及び生徒であること
- ③1年以上村内に居住していること

支給額

48,000円/年(2回に分けて支給)

3. 自立支援医療

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

育成医療

18歳未満の児童で、疾病などにより将来において障がいを残すおそれがあり、手術などにより確実に治療効果が期待できる場合に医療費負担が軽減されます。

精神通院

精神疾患(てんかんなどの病気を含む)のある方で、精神医療の継続的な利用が必要な方に対し、医療費負担が軽減されます。有効期間は1年で、精神保健福祉手帳と同時申請が可能です。

※入院費は非該当

※世帯所得により負担上限があります

4. 福祉サービスについて

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

▼障がい児通所支援事業

支援の種類		内容
通所支援	児童発達支援(未就学児)	発達に不安のある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス(就学児)	就学児に対し、生活能力向上のための必要な訓練、地域交流の場の提供等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	訪問支援員が保育施設等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

障がい児通所支援のサービスを利用するためには、支給(利用)の決定による受給者証の交付を受ける必要があります。

利用の流れ

- ①相談 健康福祉課(福祉係または健康増進係)に利用についての相談をしましょう
- ②利用申請 村へ利用申請をしてください
その際に生活や障がいの状況について聞き取りを行い、サポートブックの作成を行います
- ③相談事業所・相談員の決定 相談支援専門員を決定し、必要に応じて通所事業所等の見学等を行います
- ④サービス利用計画の作成・提出 相談支援専門員がサービスの利用意向などをもとに、利用するサービスの内容等をまとめた計画案を作成します
- ⑤受給者証の発行 サービスの支給を決定し受給者証を交付します
- ⑥サービス利用開始 利用者が通所事業所等と契約を結び、サービスの利用を開始します

5 地域生活支援事業について

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

支援の種類	内容
日中一時支援事業	保護者等家族の負担を軽減することを目的に、対象となる事業所で利用者の成長を促す支援。障がい児福祉サービスにおける放課後等デイサービスのようなもの。所得により異なる月額のプロテクト者負担あり。
移動支援事業	事業所や通学において、単独での移動が困難である障害者(児)が、専門のヘルパー派遣により移動の介助を行う。所得により異なる月額のプロテクト者負担あり。
日常生活用具給付(ストマ等)	障がい者の方が、日常生活を過ごすうえで必要な資材等の給付を支援する。
意思疎通支援事業	聴覚や音声機能等に障がいをお持ちの方が意思疎通を図るために手話通訳者等の派遣を行う。
住宅改修等給付	日常生活を過ごすうえで、住宅改修が必要である場合、申請できる。1人1回の給付のみ。交付上限あり。

6 その他のサービス

問 健康福祉課福祉係 ☎82-2115

補装具について

身体機能の損傷などにより、日常生活に支障が無いよう補装具の購入や修理に関する費用を支給します。身体障害者手帳所持者、難病患者が対象です。補聴器、義肢、装具、車いすなどは、原則県の相談会へ参加し、判定結果が必要となります。所得により、一部費用負担あり。

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等助成について

身体障害者手帳に該当しない軽度・中等度の難聴児の保護者に、補聴器の購入と修理に要する費用の一部を助成します。見積額と基準額の低い額の3分の2を助成。

種類	内容	学校名
通級指導教室	小学校の通常の学級に在籍して、各教科、道徳、特別活動の指導を受けながら、心身の障がいの状態を改善したり、克服するための専門的な指導を受けることができます。	村内:なし
特別支援学級	心身に障がいのある児童・生徒が学習上または生活上の困難を克服するために設置されている学級です。自立活動や障がいの状態に応じた特別な教育課程を編成し、児童・生徒のニーズに応じた教育が行われています。	令和8年度の設置状況 (年度により変更あり) 牧本小学校(情緒) 大里小学校(情緒) 天栄中学校(知的・情緒)
特別支援学校	障がいのある児童・生徒の教育を行うための学校です。詳しくは学校に直接お問い合わせください。	村内:なし

▼県内の特別支援学校一覧

障がい別	学校名	所在地	電話番号
聴覚障がい	聴覚支援学校	郡山市大槻町	0248-72-4732
知的障がい	あぶくま支援学校	郡山市中田町	024-933-4136
	石川支援学校	石川町猫啼	024-951-0247
	石川支援学校たまかわ校	玉川村川辺	024-951-2081
肢体不自由	郡山支援学校	郡山市富田町	024-956-1901
病弱	須賀川支援学校	須賀川市芦田塚	0247-26-5544
	須賀川支援学校郡山校	郡山市桜木	0247-57-6291

特別支援教育(通級・特別支援学級・特別支援学校)を希望するとき

特別支援教育を希望する場合や就学先について迷っている場合には、教育課へご相談ください。就学相談を通し、一緒に就学先について考えます。

その後、特別支援教育を希望する場合には教育支援委員会(年3回、9~11月頃に開催)に資料を提出し、資料をもとに、教育支援委員がお子さんに適した学びの場について検討し、就学先を決定します。

医療機関の受診について

心理検査(知能検査、発達検査等)を、お子さんの「得意・苦手」を客観的に見て、本人に合った指導や生活上の工夫を取り入れることで、学習や生活上の困りごとを減らすことにもつながります。

▼心理検査を行っている主な医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
福島県総合療育センター	郡山市富田町字上ノ台4-1	024-951-0250
針生が丘病院	郡山市大槻町字天正坦11	024-932-0201
あさかホスピタル	郡山市安積町笹川字経坦45	024-945-1701
星ヶ丘病院	郡山市片平町字北三天7	024-952-6411
大田西ノ内病院	郡山市西ノ内二丁目5-20	024-925-1188
星総合病院	郡山市向河原町159-1	024-983-5511
福島県立ふくしま医療センター ころの杜	西白河郡矢吹町滝八幡100	0248-42-3111

08 各種相談

1 休日や夜間に具合が悪くなったら

医療機関のかかり方

休日夜間においては、病院に行く前に「休日夜間診療所」を受診することをお勧めします。病院での検査や入院が必要な場合には紹介をしています。

須賀川市地方休日夜間急病診療所(一次医療機関)

須賀川医師会や須賀川薬剤師会の協力を得て、平日・土曜日の夜間や休日に初期救急医療の診療を行っています。薬の処方については、原則1日分としますので、後日かかりつけ医などで受診してください。

受診時間・診療科目

区分	受付時間	診療科目	場所。電話番号	持ち物
平日 (月～金曜日)	午後7時30分～午後9時15分	内科 小児科	須賀川市諏訪町67-1 (須賀川市保健センター内) ☎0248-76-2980 (診療時間内)	・マイナンバーカード (保険証) ・お薬手帳 ・こども医療費受給 資格証 など
土曜日	午後6時30分～午後8時45分			
休日 (日曜日・ 祝日)	午前7時～午前11時30分			
	午後2時～午後4時30分			

保健センター駐車場の利用について

診療所利用者は無料です。診療後の精算時に駐車券を提示してください。

電話相談

名称・内容	相談時間	電話番号
こども救急電話相談	毎日午後7時～翌朝8時	#8000 または 024-521-3790
福島県救急電話相談	24時間対応	#7119 または 024-524-3020
誤飲等	つくば中毒110番	毎日午前9時～午後9時 029-852-9999
	大阪中毒110番	毎日24時間対応 072-727-2499
	たばこ誤飲事故電話	毎日24時間自動音声対応 072-726-9922

※中毒110番は化学物質や動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。
 家庭用品:乾燥剤、化粧品、たばこなど 医薬品:医療用医薬品、一般用医薬品(OTC薬) 農業用品:殺虫剤、殺菌剤、除草剤、肥料など
 自然毒:フグ、マムシ咬傷、きのこなど 工業用品:硫化水素、化学薬品など

2 児童虐待・DVの相談

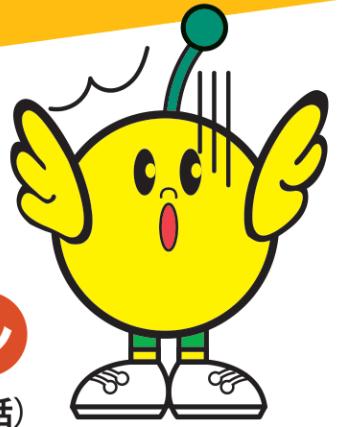
	問い合わせ先	相談時間	電話番号
児童虐待	天栄村こども家庭センター	平日 8:30～17:15	0248-94-8730
	県中児童相談所	平日 8:30～17:15	024-935-0611
	児童相談所虐待対応ダイヤル	24時間対応	189
	24時間子供SOSダイヤル	24時間対応	0120-0-78310
	子どもの人権110番	平日 8:30～17:15	0120-007-110
DV	天栄村こども家庭センター	平日 8:30～17:15	0248-94-8730
	県中保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0248-75-7809
	女性のための相談支援センター	平日 9:00～21:00	024-522-1010

福島県 こども救急電話相談

夜間にお子さんの急な発熱やケガなどに
どうしようかと迷ったら…



慌てないで
まず電話!!



キビタン©福島県

短縮ダイヤル

(固定電話プッシュ回線・携帯電話)

8 0 0 0

※相談料は無料です。

(通話料はご負担いただけます。)

または (ひかり電話・IP電話など)

024-521-3790

対象

夜、急に体の具合が悪く
なったお子さんの保護者等

2025年4月1日から

受付
時間

午後6時～翌朝8時

夜間に突然、お子さんの体の具合が悪くなった場合、こども救急電話相談をご利用ください。
看護師などの医療の専門家が家庭での対処法などについてアドバイスします。

落ち着いて、
大丈夫ですよ。



ふくしま応援!「ベコ太郎」

緊急・重症の場合は迷わず119へ

問い合わせ先

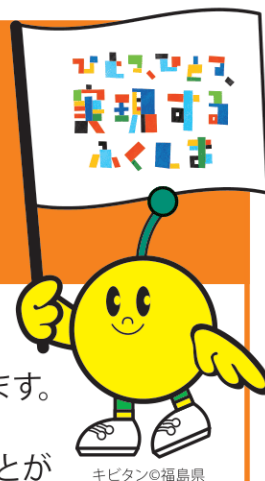
福島県保健福祉部地域医療課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL024-521-7221 FAX024-521-7926



こども救急電話相談

を上手に利用していただくために



キビタン©福島県

- 1** 福島県こども救急電話相談では病気の診断は行っておりません。相談員のアドバイスを参考にして、病院への受診を最終的に判断していただきます。
- 2** 夜間は、診療を行っている医療機関の数や従事するスタッフの人数が少ないことが予想されます。そのため昼間であればスムーズにいく診療に関して、時間がかかったり、十分な対応ができないことがあります。
体の具合が悪くなったお子さんは、なるべく昼間のうちに医療機関へ相談したり、受診するようにしてください。
- 3** 携帯電話で短縮ダイヤル#8000をご利用の場合、お住まいの場所（県境付近）や受信アンテナ等の問題で他県につながる場合がありますので、その場合は固定電話番号（024-521-3790）をご利用ください。

知っていると便利なホームページ

県「子どもの救急についてホームページ」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoku-kodomokyukyu.html>

福島県こども救急電話相談の詳しい情報が掲載されています。またお子さんの救急について知っておきたい知識をまとめたパンフレット「保存版 子どもの救急について（改訂版）」がダウンロードできます。



日本小児科学会「ON LINE QQこどもの救急ホームページ」

<http://kodomo-qq.jp/>

公益社団法人 日本小児科学会またはその代理人が監修・運営している「ON LINE QQ こどもの救急ホームページ」では、お子さんの症状に近いものをチェックボックスで選んでいくことによって、症状に合わせた対処方法が表示されます。

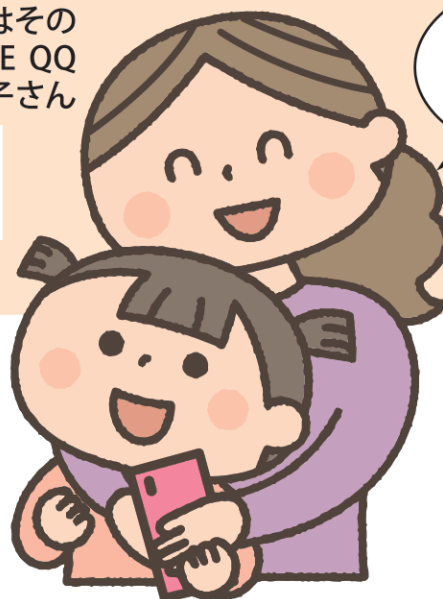


よかった、ひと安心。



ふくしま応援！「ベコ太郎」

緊急事態に、
慌てないで!!



問い合わせ先

福島県保健福祉部地域医療課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL024-521-7221 FAX024-521-7926

育児のこと、わからないことなど
いつでもご相談ください



天栄村こども家庭センター

(健康保健センターへるすぴあ内)

〒962-0503 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字東田23

TEL 0248-94-8730 FAX 0248-82-3545